

## 穴水町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境負担の少ない環境型社会の構築に向け、町民の環境に対する意識の高揚及びクリーンエネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システム(以下「発電システム」という。)を設置する者に対し、穴水町住宅用太陽光発電システム設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、穴水町補助金交付規則(平成9年規則第9号)の定めるところによる。

(補助対象発電システム)

第2条 補助対象となる発電システムは、次に掲げる要件に適合したものとする。

- (1) 住宅(店舗等と併用するものを含む。以下同じ。)の屋根等に設置するもの
- (2) 低圧配電線と逆潮流有りで関係をするもの
- (3) 未使用品であるもの
- (4) 太陽電池モジュールの最大出力が10kw未満のものであること

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自ら居住する町内の住宅に発電システムを設置すること又は住宅建設業者等から発電システムが設置された町内の住宅を購入すること
- (2) 電力会社と電灯契約及び電力受給契約を締結していること
- (3) 町税を滞納していないこと

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、発電システムを構築する太陽電池の最大出力の値(単位はkwとし、小数点以下第3位を四捨五入する。)に25,000円を乗じて得た額とし、100,000円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、穴水町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(様式1号)に、関係書類を添えて、町長に申請するものとする。

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請書が提出されたときは、太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の内容を変更しようとするとき又は発電システムの設置を中止しようとするときは、穴水町住宅用太陽光発電システム設置変更等届出書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助金額の決定を受けた発電システムの設置工事が完了したときは、補助事業の完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、穴水町住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第4号)に関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書が提出されたときは、これを審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、穴水町住宅用太陽光発電システム設置補助金確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による補助金額の確定後、申請者から穴水町住宅用太陽光発電システム設置補助金請求書(様式第6号)が提出されたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助金の交付決定及び補助金の額の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 本要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、概に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じることができる。

(協力要請)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を要請することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。